

大阪市職員共済組合保健事業に関する規程

(平成19年10月1日制定)

最近改正 平成30年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、大阪市職員共済組合法第33条第1項の規定に基づき、大阪市職員共済組合（以下「組合」という。）が行う福祉事業のうち、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業（以下「保健事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 組合は、保健事業として、次に掲げる業務を行う。

(1) 健康教育

(2) 健康相談

(3) 健康診査

① がん検診

② 配偶者人間ドック

③ 骨量検査

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

2 その他組合員等の健康の保持増進のために必要な保健事業については、別途理事長が定める。

(がん検診)

第3条 がん検診は、申込日に組合員である者を対象に実施する。ただし、胃がん検診の胃内視鏡検査については、申込日に組合員である者で、毎事業年度の4月1日現在において50歳以上の組合員を対象に実施し、前立腺がん検診については、申込日に組合員である者で、毎事業年度の4月1日現在において50歳以上の男性を対象に実施し、子宮頸がん検診及び乳がん検診については女性の組合員を対象に実施する。また、胃がん検診について、胃部X線検査と胃内視鏡検査のどちらか一方のみ実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合は、がん検診を受診することはできない。

(配偶者人間ドック)

第4条 配偶者人間ドックは、毎事業年度の4月1日現在において組合員である者の配偶者かつ被扶養者を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合、若しくは当該配偶者が被扶養者の資格を喪失した場合については配偶者人間ドックを受診することはできない。

(骨量検査)

第5条 骨量検査は、申込日に組合員である者を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合は、骨量検査を受診することはできない。

(組合員等負担金)

第6条 この規程の第3条乃至第7条に定める検診等の受診（利用）者負担金については、別表のとおりとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成30年4月1日から施行する。

別表

種 目		受診者の資格要件	受診(利用)者負担金
がん検診	大腸がん	申込日かつ受診日現在組合員の者	200 円 ※1
	肺がん		400 円 ※1
	胃がん		胃部X線検査
		胃内視鏡検査	※2
	子宮頸がん	申込日かつ受診日現在組合員の者 (女性)	300 円 ※1
	乳がん		300 円 ※1
	前立腺がん	申込日かつ受診日現在組合員の者で、当該年度の4月1日現在50歳以上である者(男性)	300 円 ※1
	肝炎ウイルス検査	申込日かつ受診日現在組合員の者	100 円 ※1
配偶者人間ドック		当該年度の4月1日現在かつ受診日現在組合員の配偶者かつ被扶養者	10,000 円
骨量検査		申込日かつ受診日現在組合員の者	200 円 ※1

※1 資格要件を満たす者の内、当該年度の4月1日現在40・45・50歳及び55歳以上の組合員(任意継続組合員を除く)については無料とする。

※2 別途定める実施機関の胃内視鏡検査の検査料と組合の一部助成金との差額とする。